

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和5年5月24日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
くるまえば固定式刺し網漁業	5隻	10トン未満	定めなし	<p>1 西共第19・20号共同漁業権漁場</p> <p>2 次の基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、前記共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。</p> <p>基点1 五所川原市十三湖水戸口灯台</p> <p>基点2 西津軽郡深浦町大戸瀬崎灯台</p> <p>点ア 基点1から正西6,400メートルの点</p> <p>点イ 点アから真方位186度の線と点ウから真方位62度の線との交点</p> <p>点ウ 基点2から正北3,500メートルの点</p>	7月1日から8月31日まで	つがる市に住所を有する者	令和5年5月24日から令和5年6月9日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和5年7月1日から令和5年8月31日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 施網できる網は2ヶ統以内（1ヶ統606メートル以内）としなければならない</p> <p>(2) 定置漁業の操業中は、その前面、後面及び沖合700メートル以内の海域で操業してはならない</p> <p>(3) 8月1日から8月31日までの間は、水深20メートル以浅で操業してはならない</p>
	7隻			<p>次の基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、漁業権漁場を除く。</p> <p>基点1 五所川原市十三湖水戸口灯台</p> <p>基点2 西津軽郡深浦町大戸瀬崎灯台</p>		西津軽郡鯹ヶ沢町に住所を有する者		
	13隻			<p>点ア 基点1から正西6,400メートルの点</p> <p>点イ 点アから真方位186度の線と点ウから真方位62度の線との交点</p> <p>点ウ 基点2から正北3,500メートルの点</p>		西津軽郡深浦町に住所を有する者		